

報道各位

令和2年4月17日  
新潟市市民協働課

コミュニティセンター・コミュニティハウスの  
臨時休館の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設における消毒など感染防止対策を行うことが困難になっているコミュニティセンター及びコミュニティハウスの臨時休館期間を延長しますので、お知らせします。

1 対象施設

市内全コミュニティセンター・コミュニティハウス

2 臨時休館の期間

- ・現在の休館期間

準備が整った施設から順次休館 ～ 4月27日（月）

- ・延長後

終期：5月10日（日）まで

※今後の感染状況によってはさらなる期間延長も検討

【お問い合わせ先】

新潟市市民生活部 市民協働課 電話：025-226-1098 松屋

各コミュニティセンター等区役所所管施設の状況については、

北区役所地域総務課	025-387-1115	参宮
東区地域課	025-250-2120	江戸
中央区地域課	025-223-7025	岩渕
江南区役所地域総務課	025-382-4624	藤崎
秋葉区役所地域総務課	0250-25-5451	古俣
南区役所地域総務課	025-372-6605	水野
西区役所地域課	025-264-7172	松尾
西蒲区役所地域総務課	0256-72-8161	野崎